

24 適正表示ステッカー

全国食肉公正取引協議会は、食肉公正競争規約に従い適正な表示をしている小売販売業者にたいして、「適正表示の店」を表すステッカーを交付している。

■適正表示ステッカー

適正表示ステッカーは、食肉公正取引協議会の任命する「適正表示指導員」が当該販売店に出向いて所要の調査をし、適正な表示をしていると認定した店舗について交付するものである。

- * 適正表示ステッカーを掲示してる店舗は、正しい表示をしている信頼できる店として消費者にアピールすることができる。
- * ステッカーの交付を受けた小売販売業者は、その販売する食肉の包装紙やラベルにステッカーと同じデザインを使用することができる。
- * 有効期間は、毎年1月1日より12月31日まで。有効期間を表すラベルを年に1回貼り替える。



◆ 食肉公正競争規約第13条 ▶ (P88) / 同施行規則第23条、第24条 ▶ (P89)、別表2 ▶ (P92)